

支 出 書

会 派 名	日本共産党 福山市議会議員団	整理No. 1-1
科 目 (該当○印)	① 調査研究費 2 研 修 費 3 資料作成費 4 資料購入費 5 広 報 費 6 広 聴 費 7 要請・陳情活動費 8 会 議 費 9 人 件 費 10 事 務 所 費	
金 額	50,340円	
支出年月日	2018年8月30日	
支出内容	2018年8月30日 東京都・国土交通省 7月豪雨災害における対応策のヒアリングの出張旅費	
支 出 先	別添、領収書のとおり	

領 収 書	<input checked="" type="checkbox"/> (別紙の領収書添付用紙へ添付)
(該当○印)	無 領収書を添付することができないため、上記の内容の支出をしたことを証明する。 会派の代表者名 印

(領収書添付欄)

※領収書が重ならないよう1枚ずつ添付してください。

領 収 書

(会派名) 日本共産党福山市議会議員団

2018年8月30日

(代表者) 村井明美 様

¥50,340

但、2018年8月30日東京都
への出張旅費

[内 訳] 上記正に領収いたしました

	金 額	摘 要
交 通 費	47,240円	
日 当	3,100円	1 日
宿 泊 料	円	日
(計)	50,340円	

(会派名) 日本共産党福山市議会議員団

(名 前) 土屋知紀



研究研修・調査報告書

会 派 名	日本共産党福山市議会議員団	報 告 日	2018年9月15日
代 表 者	村井 明美 (印)	報 告 者	土屋 知紀 (印)
参 加 者	土屋 知紀		
実 施 日	2018年8月30日		
研究研修・調査等の場所	衆議院議員会館 地下一階 会議室		
目 的	7月の西日本豪雨災害における、復旧事業と災害救助法等の各種支援制度について、国交省、環境省、内閣府において、各種制度の詳細な運用法をヒアリングすることを目的とする。		
研究研修・調査概要	13:00~17:00 国交省、環境省、内閣府の担当者からヒアリング		
	<p>【土砂・流木・がれきの撤去について】</p> <p>ヒアリング項目 (1) 宅地内の土砂等撤去は、工事費とともに諸経費についても国が負担するのか質問。国交省・環境省からは「すでに対象になっている。工事費、諸経費あわせて直接の市町負担は2.5%で良い」との回答。</p> <p>(答弁・やりとり)</p> <p>国交省→堆積土砂排除事業は、市街地に堆積した土砂を市町村が2分の1を負担するもの。災害復旧事業。公共事業として積み重なってくる諸経費については補助対象になる。もうすでに国の対象になっている。</p> <p>土屋→諸経費も含めた総額の2分の1という考え方で良いか。</p> <p>国交省→そういうことだ。</p> <p>環境省→災害等廃棄物処理事業の補助金が対象になるが、こちらも災害復旧事業。同様2分の1補償。諸経費については7月豪雨については諸経費の15%。ただし、15%の範囲を上回る場合は個別協議の上で認められる場合があるので、環境省と市町村の方で相談、協議の上で対応していきたい。</p> <p>土屋→環境省の事業の場合、2分の1は補償されるということだが、15%が国で85%が市ということを知った。これがあるために非常に躊躇がある。</p>		

環境省→そこは誤解がある。15%というのは補助率ではない。諸経費について算定する時は基本的には本体工事費や人件費があり、そういったものに率をかけてその他の経費を算出する。その算出する率が15%である。たとえば100という事業費だとすると115に。その2分の1が補助対象になるので、57.5が補助金の額。15%というと、100ある中の15しか出ないということではない。

土屋→諸経費の考え方では、人件費など一定の割合に率をかけて弾き出したもので、それ込みで工事費として出すということなのか。

環境省→全体の事業費として扱う。全体の工事費を算定した上で、プラス15%を含めたものが全部補助対象になるという考え方。

財務省→現場で直接必要な現場経費と現場で働く作業員の手間賃などの工事費と、会社を運営、存続するための管理費など。直接現場で直接使用するための間接費がある。直接必要な経費だけでは事業所は維持できないので、我々が仕事を出す時には現場に必要なものだけでなく、こうした経費の一部や準備に必要な経費をかけている。それが合わせて15%。

国交省→一般管理と現場を管理する現場管理費を合わせて諸経費としている。但し、災害事業においては、現場管理費は、処理するだけなので発生しない場合もある。今回の土砂災害では仮置き場を設けないといけない。現場を管理しないといけないので諸経費が多少発生してくる。環境省も国交省も同じ対応。

土屋→福山市では床上浸水した場合、堆積物と土砂とがれきで区別をして、これのがれきだから撤去できないというようなことが発生している。対象範囲が国交省の補助制度では市街地対応、環境省は全域になっていて、統一性がない。堆積土砂排除事業と災害廃棄物の処理事業の違いと円滑な運営の方法を教えて欲しい。

国交省→指摘のあった話は事実であり把握している。それに対する対策は、すでに処置済みで、地方公共団体にも周知している。国交省と環境省の事業では細かな部分で差異がある。連携的な運用として、補助事業者は市町村になるので、市町村としてはまとめて処理してくださいと。一括して処分なり土砂撤去なりの分別などをしてくださいと言っている。その後で市町村が払ったものについて後付けで国交省事業か環境省事業かに整理して対応しようとしている。例えば、福山市が全体を処理して、かかった費用について、市街地にかかった部分は堆積土砂排除事業に寄せましょう、環境省の事業だったらそちらにという形。はじめから仕分けていたら非効率なのでそういう対応を取るようになっている。

土屋→通知は出されているか

国交省→7月30日付で出している。水管理国土保全局から代表する形で連携に関する取り扱いについて地方公共団体へ事務連絡を送っている。福山市にも届いているはず。周知がどうなっているか確認してみる。

土屋→市の理解はそうっていない。それらの周知はどういう形でなさっているか。

環境省→ご理解していないことはないのではないかと思います。8月16日に広島県に行き説明会も行なっているし、そのようなことを理解しての質問もされていた。

土屋→15%の2分の1を国が直接支援する。半分を市町がみるとしているが、それについても交付税措置も95%ある。つまり、市町が持ち出すのは割合でいうと2.5%で良いというのが基本。85%を市が持つというのは全然違うということになる。

土屋→工事費、諸経費合わせて直接の市町負担は2.5%で良いということか。

環境省→そういうことだ。

ヒアリング項目 (2) 床下浸水、床上浸水の家屋は、床下に入り込んだ泥を撤去する際、畳やフローリングを剥がさなければならず、被災者にとって大きな負担になっている。床上・床下の土砂撤去に対する国の支援について、室外機の故障など家の

機能に対する被害も認定に反映させることについて質問。

国交省・環境省・内閣府からは、「被害認定関係なく（床下でも）土砂撤去できる。」
「全壊認定を受けても、リフォームを考えている時点でゴミではなくなり、公費解体の対象にならない。まず土砂撤去し、そのあと考えるというスタンスで取り組みれば土砂撤去は公費で可能」「フローリングを剥いで床下の土砂を取り除くことが、唯一の方法である場合は、市町村の補助対象になる」との回答。

（答弁・やりとり）

国交省→堆積土砂排除事業の市街地に対するもの。市街地が対象になるかどうか。市町村による国の直接の排除というのか。市町村が民有地に入って直接排除ができることになっている。国の支援が民有地でもできる。

環境省→環境省と国交省の事業、普通だったら縦割りということをやっている。土砂の中にがれきも混じっていたりする。柔軟に対応できるようにしている連携している。床下・床上など家屋に入ったものも環境省も対応している。半壊や全壊とかの認定は関係ない。それはあくまで解体するかどうかの話。全壊解体はまさにがれきなので補助対象で取り壊しも対応する。半壊の解体はまだ、がれき、ゴミという状態ではないので通常は対応していない。しかし、今回の豪雨については対象にしている。がれきの処理を対象にしているので、全壊であろうが半壊であろうが、床上床下であろうが関係なく処理する。

土屋→浸水被害について、全壊の判定でリフォームを考えている場合、全て更地にしないと費用が出せないと言われたがそれについてはどう考えるか。

環境省→まだ使える、2階に行ける、といった段階でゴミではなくまだ私有財産にあたる。本人がリフォームできる、つまりゴミではないと判断した以上私たちはゴミとして撤去する補助対象にならない。

土屋→土砂を撤去してもらって、再びリフォームしたい場合はどうしたら良いか。

環境省→テクニクな話になるが。最初からゴミではないとして撤去などをしてもらった場合、補助対象にならない。なので、まずは土砂を片付けると。それは単なるがれきの撤去なのでそれは対象になる。その後、家を倒すかどうか、リフォームをするかどうかについて考えることはできる。段階を踏んでもらったら、少しは経費が削減できるかもしれない。土砂撤去とリフォームを一緒にしてしまうと、リフォーム目的として取られ対象にならない場合もある。私有財産を作るために税金を投入するということは難しいのでご理解いただきたい。

土屋→床下床上含めて対象になるのは理解している。実際に床下に土砂が入り込んでしまったものをどう撤去するかというのを考えたい。畳の部屋はまだ良い。人力も含めてイメージがわく。ただ、フローリングの撤去というと人が、ササっと剥がすということにはならない。フローリングを剥いでということになると、自分ではできないし、業者に頼んでもお金がかかる。実際にフローリングを剥いで、土砂を撤去してフローリングを元に戻す、ここまでをちゃんとみてもらえるのかを聞きたい。実際に現場で起きている。

環境省→個別の対応にはなるが、考え方としてはこうなるだろうと。堆積土砂排除事業は土砂を相手にしている事業。基本的には個人さんが土砂をとある場所まで撤去してきたものについて市町村がそこから運ぶものについて補助していた。今回の災害にあたっては個人任せにして土砂が放置されてしまった場合、二次災害を起しかねないとか公衆衛生上そのままにしておけないという場合に市町村が行けるといの特例。その条件になって初めて民有地に入って行ける中で、市町村が土砂を撤去する場合、補助対象になる。なので、土砂撤去の責務を市町村は負った中で、当該民有地の床下の土砂撤去の唯一の方法がフローリングを剥ぐことであれば、それ

は対象になる。災害復旧事業なので査定もある。やり方がたくさんある中で、潜ったりする方が安いなら費用として出せるのはそこまでになる。

内閣府→室外機について。被害認定で罹災証明書の関係にかかわるものだと思うが、内閣府で災害にかかる住居の被害認定基準、指針を定めている。家財の被害については調査の対象外にしている。但し、室外機は住宅を建設した場合一体として整備されている場合。例えば配管が壁の中に入っているとか、天井にビルトインされているものは、設備の一部として対象の可能性もあるのではないかと思う。

土屋→普通の室外機のようなものではなくて、家の一部となっているものということか。

内閣府→そうだ。例えば冷蔵庫やテレビとかを対象にしてしまうととめどなく対象になってしまい、持っている量などで不公平が生じてくる。家にある最低限のもの、例えば水回りのもの、お風呂とかは対象になる。エアコンは後から付けられるし、人によってつけない場合もあるなどのことから、家電という分類になる。一部として対象になれば、設備としてもみることできるし、壁の被害ということで溶けこませてみることはできる。現場の判断で可能。

ヒアリング項目 (3) 償還払いの財政負担の基準を明確にすることについて質問。

環境省からは『適正価格かどうか』が基準。地域性や被害状況の差異があるため、国として一律の基準は設けないが、適切な経費が計上されているかを各自治体で判断することを国としては妨げない」との回答。

(答弁・やりとり)

環境省→災害等廃棄物処理事業補助金の償還払いについては、対応するということを周知徹底している所。ただこちらは市町村が実施した経費に対するものについての補助になる。通常でいうと個人がやったものについては補助の対象にはならないが、市町村が個人から自由委任するとしたものについては、市町村が実施したものとみなして補助の対象になる。こちらの財政基盤の基準は、色々と工事の問題であったり、色々な状況があり難しい。市町村は会計規則に従ったもの、業者がぼったくりのような価格を設定してきて市町村の方が全てを保障するのかといえればそれは難しい。規則に従って適切な金額が計上されているものについては、補助の対象にする。明確な基準をつくるのは難しい。

環境省→一律にこういったやり方にしてくれと環境省から指示をした場合、地域の状況や工事のやり方によっては違いが当然出てくると思う。費用の基準を決めてしまうと、環境省の基準に適合しないので、高くなった時には適用しないというかたちになり兼ねない。市町村が柔軟に対応できるようにあえて基準を設けないようにしている。市町村からも質問が寄せられている中で個別に連絡をとってやっていく。

土屋→地方議会でも困っているのが、基準が無いのが困っている。一律にしないとこの気持ちは分かるが、自治体も基準が無いので、被災者の「私のは出るの、出ないの?」と問いに誰も答えられない、その場で。議員も行政に聞いてもふさわしいマニュアルなども出てこない。それが現状。つまり、一軒一軒のケースを聞いてもらうという形に今なっているのか。

環境省→一軒一軒という形ではないがこういったケースはどうかと県や県を通じて市町からまとめて相談がある。広島県では示してきてはいるのは承知している。広島県では積算率といったものを市町村に示している。

土屋→標準価格で積算した場合はどうなのかというところで、金額の妥当性が出る

がそれよりも高い場合は個人負担で払うという場合もあるが。
環境省→高い理由が何か問題。税金を投入するものなので。意味なく高くなっている場合はやはり補助対象にならない。ちゃんとした判断があれば基本的には一般業者さんがやるものについて対象になる。できるだけ低くしているのではなく、ぼったくりなどを予防するためのもの。ただ、杓子定規にこちらで基準を決めるのは難しい。

ヒアリング項目 (4) 墓苑・墓地も土砂撤去の対象とすることについて質問。

国交省・環境省・内閣府からは、「市町村が『必要』と判断し、申請すれば基本的にはできる」との回答。

(答弁・やりとり)

国交省→堆積土砂排除事業の対象範囲は市街地に堆積したものについて排出するもの。他の補助事業の対象にならないものに関して出る。例えば市街地は道路や川などもある。それについては道路や川の復旧事業がある。市街地の中にある農地も農水省が対応。それ以外に堆積したものについては補助の対象になる。墓苑墓地について、補助事業が無いという説明があり、市街地であれば対象になる。

土屋→市街地でなければどうか

国交省→山の中にポツンとあるものなどは出来ない。国交省の事業は都市の災害復旧事業になるので対象外。

土屋→なんとかならないか。お盆に墓にも参れないという声も聞いている。

環境省→環境省の場合は生活環境保全上の支障があると判断をした上で、市町村が診断処理をした場合は補助の対象になる。他の復旧事業との重複がない場合、たとえば墓苑墓地の管理者がいると思うが環境省の補助金は中小企業についての依頼については市町村から撤去の要請があれば補助の対象。墓地墓苑の管理者が中小企業支援の基準に照らし合わせてそれに準じるものであれば補助の対象になりうる。山の中にある墓ということですが、市町村が生活環境保全上支障があると判断された場合はなり得る。すべて大丈夫になるかと言うと分からない。

土屋→具体的なケース。市街地ではない。非常に過疎地域でこの墓苑の崖が崩壊した。市道が下にあり、市道を埋めた。それについては撤去をした。道路を隔てて民家がある。その住民は毎日この墓苑にやってきてお参りに行く。5世帯部分を管理している。中小企業の経営者ではない。こういった場合こういった支援制度が活用できるか教えて欲しい。

環境省→中小企業の経営者ではないと。管理者の方の資本金だったりとか管理している従業員数の数だったりとかに照らし合わせて、中小企業の定義に入らない、例えば宗教法人があると思う。それに準じて、中小企業と同じような取り扱いができる場合もある。

土屋→宗教法人もできるのか。

環境省→申請するのはあくまでも市町村なので、各個人が申請するものではない。

土屋→市が申請をするとすればどういう事業のものになるのか。

環境省→環境省事業になる。今話を聞いていると、斜面の崖崩れという話なので、がれきが少なくとも混ざっていないと。木の根っこが入っていれば大丈夫。

土屋→申請するかどうかは市町村の判断に委ねるといふことか。

国交省→斜面があるところは山か。

土屋→市道の法面になる。

国交省→市道の維持管理に当たる法面になれば、市道の事業として採択できる可能性はある。市道の存続も脅かされているので、普通法面も合わせて災害復旧事業と

してやるが。原形復旧できるものであるかどうかは、現地を見てみないと分からないが。その道路が存続するためには道路として維持しないとイケないので。

土屋→もっとシンプルに。道路に堆積した土砂は市道であろうとなかろうと対象になる。今回は民有地だとしても環境省国交省の事業で土砂撤去も公費の対象になると。例えば、道路があり、家があり、墓地墓苑があるとして、墓地の裏山の土砂が流れたとすると、土砂が宅地にも入った、道路にも流れ出た、墓地も墓石が倒れて土砂が覆ったと。墓石も埋まってしまったと。そういう状態で、家はOK、道路はOK、墓地はダメ、知りませんと。そこに対して被災者はどうなのかなと困っている状態があった。今の回答で言えば、墓地も所有者が市にお願いをして市が申請をすれば、補助対象になるということか。

国交省→そうだ。だが、国交省事業は市街地という限定になる。都市計画区域がかかっていれば対象になる。

環境省→墓地の泥を取ることは可能だが、流れた石を戻すことはできない。そこは各個人でお願いしたい。

ヒアリング項目(5) 査定にあたって財務省が環境省、国交省の見解を尊重することについて質問。

財務省からは、「厳しい査定の理由も述べたが、最後は被災者に寄り添ってやっていきたい」との回答

(答弁・やりとり)

財務省→財政当局として現地調査をする場合は立会するが、一般論でいうと仕事なので災害救助の対象であるか、工事の単価が適正であるかはチェックしている。後で会計検査院からもしっかりチェックはしていると思うが、ご要望を踏まえて連携して対応をしていきたいと思う。

土屋→災害復旧事業の1つ1つの査定に財務省の立会官が、必ず立ち会うという仕組みなのか。

財務省→そうだ。財政当局の立場から立会して適正かどうかを見させてもらう。

土屋→査定が厳しいということが声としてあがっている。被災地に寄り添ったものにして欲しい。大臣も言っている。これからは被災地に寄り添う対応をするということが良いか。

財務省→その認識だ。

ヒアリング項目(6) グループ補助金制度のグループ認定を「県内の事業所」に限定しないことについて質問。

中小企業庁からは「グループの認定は、限定していない。グループが組めない事業所に対しての対応もしている」との回答。

(答弁・やりとり)

中小企業庁→グループ認定の要件は、必ずしも県内の事業所で形成するとはなっていない。グループの認定については県外の方も含めて形成可能。心配されているものとは、認定を受けた後の交付申請、補助を受けれる対象になるかどうかで県内か県外かの議論になるのではないと思う。それについては、被災を受けた施設・設備が県内の所有者が誰なのかということ。例えば、施設が広島にあると、その施設が所有者自体、本社は東京だとする場合であっても、被災した施設が広島県内にあ

れば、補助申請の対象にはなる。

土屋→広島県福山市でグループ補助金の事業の説明会があった。配布された資料の中にグループを形成するにあたっては、広島県内の事業所に限るという文言があった。福山市は東部にあり、岡山県と繋がっているのでそういう疑問が出てきた。今の話でいうと、岡山と広島の実業所でも、岡山県の被災事業者、広島県の被災事業者、非被災事業者の3社でグループを組むことは可能ということか。

中小企業庁→例えばサプライチェーンでは色々な形のものがある。県を飛び越えて申請をされるということもしてきた。熊本でもできたので、広島県でも対象になる。

土屋→3つの県（広島・岡山・愛媛）の事業が対象になっている。例えば対象になっていない島根県や鳥取県とも可能なのか。

中小企業庁→グループ認定は可能。だが、交付申請の対象になるかどうかは別。島根の方が、所有施設を広島県に持っていない場合は対象外になる。例えば広島地域に施設があれば島根の方も対象にはなるが。

土屋→福山の被災事業者と島根の非被災事業所の方がグループ認定を組む場合、グループは組めるが、島根の実業所の方は交付対象にはならないと。でも福山の方は対象にはなると。

中小企業庁→県内の所在している設備施設になれば対象になる。補助申請が出来るかどうかは県内の事業所ベースになっている。グループを組む場合は、県外の実業所でも良い。

土屋→福山市と岡山県は物流や人の行き来もある。一つの地域のくくりで連携などがありうると。グルーピングという時に信頼関係を含めての声かけもある。岡山に事業所を置いている事業者と、福山市に事業者を置いている2社でグループ組み、実際に補助を受ける時にはどういう交付の受け方になるのか。

中小企業庁→その時はグループ認定を広島で受けてまずは認定をされる。その後認定を受けたら福山市に事業所を構えているところが交付申請書を広島県に提出してもらう、それが認められれば広島で被災した事業所に補助が出る。岡山は、県に認定の中で岡山の実業所が交付申請を岡山県にしてもらう。県ごとにしてもらう形。別件のグループにも所属できるし複数のグループにも所属できるが、ご自身が交付申請をするということを考えると県内のグループでやらないといけない。

土屋→交付申請については当該する所属する県にすると。グルーピングについては県の垣根はないと。

土屋→例えば、岡山の井原市でポツンとお店をしているところがあると。でも岡山県内にはグループ組める人が見つからない。お隣の福山市には知り合いがいて組める。福山市の9社と井原市のこの事業所が組んだ10社でグルーピングができた。でも井原市の事業所のかたは広島県では交付は受けられないということに。なんとか岡山で相方を見つけてねという指導や助言になるのか。

中小企業庁→熊本でも同業他社が市内にも県内にもいない場合があった。そういった時に商工会さんの方で地域性というところで柔軟に組んでもらったり、広いところでいうと県レベルで組んでもらうということもある。今の想定では広島の方と組むことはできるが、岡山に出していただくグループ認定は岡山でどのような地域経済に貢献していただくのか、役割なども担ってもらわないといけないので難しい面はある。困っている事業所さんがいたら商工会の登録があればそちらに相談をしたり、お付き合いのない方がいたら、市町村に相談をしてもらったら、そういう方々を取りまとめて地域性の何かしらグループを作るように我々も対応をする。なるべく漏れる事業所がないようにと県では対応している。

商工会だけでなく、よろず支援拠点とかもある。中小企業アドバイザーも指導をしてくれる。県に直接相談してもらっても良いし、機構を使ってもらっても良い。

土屋→福山市で説明会をしたときにたくさん質問が出たもので、個人事業主の自動車は対象経費にならないのか、机イス水没してしまったらこの文書では対象外に。商品や在庫も水没してしまったと。色々出たが担当者は「個別に相談は乗ります」「もっぱら事業に資するものという誓約書などがあれば認めます」と曖昧な説明だった。認めるならしっかり認めて頂きたい。ファックスもコピー機もそう。事務所にあるものは事業に資するからあるので机やイスなども認めてもらいたいという声があがった。

中小企業庁→個別のケースを見ないと判断できないので県の担当者の方もそういう説明になったのではないかと思う。そもそも施設、設備、とりわけOA機器については目的外使用などもしやすい。熊本の時までは補助金の対象外になっていた。ただ今回は水災の特質もあり柔軟に見ていただきたいという声もあったので対応していきたいが、全てが認められるということにはならない。目的外使用にならないものを担保した上でないといけない。最終的に会計検査院が入ったときに色々チェックが入ると事業所が不幸になってしまう。入り口段階で我々も県と合わせてチェックをしていかないといけない。そのために、事業所のみに使っているものだと一筆書いてもらうとか。車のケースで言えば事業所に置いてあるからだけでなく、例えば不動産業で営んでいる方でいうと会社名が明らかに印字されているのであれば私的流用はしにくい。そういったケースであれば認めていくなどできる。また個別に資産計上されているとか、事業上で使っているなど複数の証拠書類を確認させてもらった上で認めることもできると、今回は少し条件緩和になっている。

土屋→例えば一人親方の大工さんなどは、軽のバンに乗っていると。いろんな道具も積み込んでいるが社名やステッカーは貼っていないと。そういうものは認められないのか。

中小企業庁→全部が全部、グループ補助金でみないといけないものなのかというのはある。例えば、個人の一人親方の場合は持続化補助金の方で上限200万(22.5万)まで出るし車両購入費も入っているのでもちらを使うのは可能。使い分けていただくのが良い。我々も特に施設や設備の方に重点を置かないといけないと思っている。使い分けて頂きたい。

土屋→グループ補助金もたくさんの方に使ってもらおうという中小企業、小規模事業所を支援するという趣旨なのでなるべく柔軟性を持ったものにして頂きたい

中小企業庁→柔軟に対応するためにもきちんと管理はしないといけないと思っている。こちらで認めたは良いが会計検査院から認められないので後でお金を返せと言われても事業所が困ってしまう。そうならないようにしたい。

土屋→OA機器など、複数の証明がいるとのことだったが、一つだけ、誓約書だけではダメなのか。

中小企業庁→資産計上されていたりとか。誓約書も県からサンプルチェックをして実際補助を受けた後に確認もしながらだが、ある程度資産計上されてなければ本当に業務用で使っていたのかが確認できない。最後は県の判断だが、資産計上されているかどうかの確認は必要。今まで認めてこなかったものでもあるので、まずは慎重に対応し実績を積みこれなら大丈夫という形をつくりあげなければ、後々迷惑をかけることになりかねない。柔軟になりつつも、慎重にやっていくことが第一だと考えている。広島県の説明会ではグループ補助金制度、持続化補助金制度、貸付制度、機構からのアドバイザーの話をしていると把握している。

土屋→色んな制度を併用して活用しようということも説明はあったと思うが

中小企業庁→そうだ。この制度はパッケージでみなさんにセットでご紹介しているもの。

土屋→グループ補助金の問題で相方が見つからない場合は県や市に相談をすれば一

定相談に乗ってくれるということで良いか

中小企業庁→商工会、あるいはよろず支援拠点、中小企業アドバイザーへ相談してほしい。機構の中国本部にもあるので問い合わせを頂ければ相談に乗ってもらえるし、電話をしてもらえると専門家の方もいるので派遣してもらって相談にのるということもできる。そういった制度を使ってもらいながらグルーピングの仕方を考えて頂けたらと思う。

【砂防、河川など治山対策、暫定対策について】

ヒアリング項目（7）砂防ダムの修理や堆積した土砂撤去の予算措置について

国交省砂防部保全課→広島県内で土砂災害多数発生している。部分的に壊れた砂防堰堤、土砂を受け止めて堆積した砂防堰堤が沢山あることは承知している。県に聞くと災害復旧で直す事や何らかの制度で直していく予定にはしている。溜まった土砂についてはそもそも砂防ダムが土石流を捕捉する目的のものもあれば、土を堆積させて、山や谷をゆるくするという目的など様々ある。土石流を捕捉するものについては今回沢山溜めたものについては土砂を撤去すると考えている。今後の出水等で新たに山から土砂が流れてくると懸念される箇所については土砂の撤去について考えられている。山の中にある砂防ダムだとそこへアプローチしていくための道路を取り付けたり、掘った土をどう処理するかなどの準備をしていく。予算措置については作ったものの維持修繕費、保守管理は事業者である県の負担になっている。県としても土砂撤去についての必要性は承知しており順次やっていくという考えのようだ。

土屋→福山市内では438箇所土砂災害が起きた。多数山崩れ土砂災害が起こっている。砂防ダムがいっぱいになる箇所も多数ある。河川の場合は河川の堆積した土砂や樹木を伐採するための補助事業については広島県が計画を作っている。福山市も砂防ダムの数が多いので、計画的に浚渫や堆積土砂を撤去しないと、新設だけでは賄えない状況になっている。ただ、県においては予算枠が限られているので市町の要望に応えられていないのが現状。今ある危険箇所の新設する、浚渫するのにあと何十年もかかるというのが実態。例えば県に対して、堆積土砂を撤去するためのこんな補助事業があるというものがあれば紹介して頂きたい。

砂防部保全課→維持管理に関するものについては国庫の補助制度について砂防ダムにはスキムが無い。砂防ダムは元々都道府県がやられている位置付けがある。特別な場合は国が直接施工することもあるが。ある一定条件のものについてはダムの浚渫についても交付金が認められるような事業スキムもあるが、まだ整備が進んでいない。維持管理については県の方でお願いをしている。砂防堰堤の元々持っている機能、例えば戦前戦後の時代であれば山が禿山になり荒れていた所が下流への洪水につながっていた。そういう所であれば階段状にどんどん作った。こういったダムは土砂を待ち受けて止めるような目的にはなっておらず、仮に土砂を引っ掻いてしまうとダムの構造上持たないということがあり得る。目的は貯めることによって機能する、発揮するものもあるので安易に掘れるかどうかは場所によって条件が異なる。かつての目的とは違い、土石流を捕捉する機能のダムもある。既設の砂防堰堤の溜まっている土砂を取り除き土石流を貯めるための構造に改築する工事をしている事例もある。これは交付金の対象としてやっている場合もある。その後の維持管理は県の仕事。

土屋→広島県ではどれくらいの数でやられているのか。

砂防部保全課→把握できていないが、数件ぐらい。そんなに多くない。既存の砂防事業のスキムでできるので一般的は交付金事業の中でやって頂く。

土屋→砂防堰堤そのもののコンクリートの耐用年数も30年、40年前に作られたものというのは寿命が尽きつつある。福山市内でも1960年代、70年代に作られた堰堤もかなり劣化しており、上部に新しく新設したものもある。だが今回の災害ですでにいっぱいになり、土石流を捕捉するという機能を果たせなくなっている。また上部に新設するのかどうか。既存の施設のを掘り下げることで予算や経費を節約することもできると思うし、改築事業といわず国として砂防堰堤の維持管理の新たな交付金措置の事業が今後できればありがたい。そういう議論は検討されているか。

砂防部保全課→土石を除去するというニーズは我々も耳にしている。砂防の事業費は整備する箇所もたくさんあるので毎年予算で要求している。限られた予算の中でどこに優先的に措置していくかという観点の中で、すでに砂防堰堤がある、未だにない所というところと後者のほうが割合が多い。既設のものがあって土石流を捕捉する効果が若干小さくなっている、全くない所とある所ではどちらに予算をつけるかの議論は分かれる。

土屋→鞆町の裏山ではつい最近新しい砂防堰堤を新設。金網が張った段階で工事が途中だがすでに2段の砂防堰堤がいっぱいになっている。上から土石流が流れていて大きな木が落ちて下の水路を完全に埋めてしまった。もし2個目がなければ下の集落が全滅する所だったので出来ていて本当に有り難かったと町内会長さんも話していた。ただ、2個目を作った堰堤は捕捉するキャパがもう無くなった。掘り下げてもらえれば延命ができるのという話がある。維持管理をするスキムを検討して頂きたい。新設は時間もかかるし経費もかかる。既存の施設を活用すれば災害が起こっても小さいレベルで減災できる。どこでもニーズがあると思うのでぜひ国庫補助制度を作って頂きたい。

土屋→今回の災害を受けて砂防ダムに関する要望があがっていると思うが、補助などについての対応はされるということか。災害復旧事業でやって頂けるのか。二次災害をどこでも心配されているので。

砂防部保全課→災害があった場所で二次災害のおそれや、緊急的な工事をするというスキムもあるがそういったものを県から申請を頂いて我々も財務省と協議をして採択されたものについては対応をしていきたい。

土屋→砂防堰堤を整備するにしてもこの度崩れたところを全部作るにしても相当の数に及ぶと思う。そのあたりはどうのようにお考えか。

砂防部保全課→広島県に限らずまだ整備途上のところがある。堰堤が一つもない所もある。ハードだけでは予防できない。4年前の広島県の災害で土砂災害防止法を定め今調査をすすめて、31年度を目標にあげてやっているところ。危ないところをしっかりと示す。危ない所は警戒避難対策をしっかりと取る。県や市町村で情報を流して避難をする、命を守るような取り組みを並行してやっている。避難の関係で避難勧告は出るようになったが避難されていないという報道も多聞にある。避難に関する検証を国交省でも始めている所。よりしっかりとソフトの対策も行っていきたいと考えている。

土屋→今回砂防堰堤を乗り越えて土砂が住宅を襲うとか、堰堤が壊れていくといったことがあった。堆積土砂については早期に対応すると。今後もやっていただきたい。県の方も調査を受けて申請があると思うが、いずれも住民にとっては命に関わる問題。しっかりと力を入れて対応して頂きたいと思う。

ヒアリング項目（８） 芦田川など国管理の河川の堆積土砂の浚渫と樹木の早期撤去について

河川環境課→直轄河川の維持管理を担当している。国が管理する河川については維持管理するものは定期的に巡視、測量を図りながら措置を講じている。当然河川の中に入った土砂や樹木は河川管理上支障があると判断して適切に撤去をしている。今回芦田川は、過去５年間（25～29年度）で毎年樹木の伐採をしている。この間28万平米が終わっている。今年も引き続き芦田川についてはやっていく。その他の河川については今回の災害や各河川の状況を踏まえ河川内の樹木伐採や堆積土砂の撤去についてはより一層のコスト縮減を行い、そうすればもっと活用できるのでさらなる推進をはかっていきたい。

土屋→河口の側に住んでいるので毎日木の成長を見届けている。28万平米やったというが、伐採に木の成長が追い付いていない。スピード感をもってやって欲しい。福山市の構造上中小河川が最終的には芦田川の河口に流れていく構造になっているので、小さな河川については県が浚渫したりできるが。満潮で水位が上がって流下能力が下がってしまったらどの河川にも影響を及ぼす、要の河川。国道2号線神島橋があるがすぐ海側の下流側も森のようにになっている、下流域は努力して頂いているが、より一層頑張りを発揮して頂きたいのが切なる願い。

河川環境課→今年も伐採する。伐採の場所はその時々でよく見て判断をしている。今回の災害で住民のみなさんも自分の目の前の木は気になるもの。再度現場を見て住民のみなさんの心配事などを聞いて実際どこを伐採するのが効果的なのかを考えていきたい。繰り返しになるが少しでもコストを削減して、同じ金額でもより多く切ったりできる策もある。具体的には、樹木は木材資源になる。こちらがすると、全部お金を出して処理までしないとイケないが、どなたかに取りに来てもらうことや無料で引き取ってもらう事など方々に聞きまわって探すということができる。

土屋→河川の堆積土砂と樹木については一定の基準や割合が国交省の中であるのか。

河川環境課→巡視、点検、測量があるが、測量はおおむね5年に一回行っている。その時に流下能力をチェックし、その数字をみながら特にひどい所では5か年計画というものを作ってやるというところもある。そうでないところも、目標とする水量があるのでそれよりも下がるようなことがないように。5年の間に樹木を計画的に伐採し、巡視で危ないところなどで流下能力に余裕が無い所であれば、見た目の阻害率で判断をしている。

土屋→努力されているのは分かるが、撤去や伐採されているという実感が持てない。相変わらずの状況。流下能力がどんどん落ちて氾濫するのではという心配がある。

河川環境課→同じ河川でも余裕があるところとない所がある。

土屋→年間予算はどのくらいか。堆積土砂撤去は樹木の伐採については。

河川環境課→それぞれの河川ごとに維持管理費を出してやっている。実績を集めないといけないので分からない。

土屋→県は2年前に河川計画を作って5年間で40億を投入してやっていくが、足りないと思っている。対応できない。芦田川もそれぐらいの予算を投入して目に見える形で除去をやって頂きたい。

土屋→予算を見る時に、国直轄河川の土砂撤去、樹木伐採を10年なりでお金の推移がされているかどうかを見るにはどうしたら良いのか。河川ごとだとしても合計額があるはずだが。

河川環境課→109水系に調査をかけて過去何年間の実績を調べる。その合計額をお知らせするということになる。

土屋→予算はどう立てるのか。

河川環境課→基本的に河川ごとに何をやるかというメニューをある程度決めたいうえでトータルでいくらかを出すという方法で示している。実施の段階で変わる可能性もある。(決算)

土屋→芦田川は5か年計画を出しているのか。

河川環境課→出していない。流下能力に余裕があるかどうかはそれぞれで管理はしていると思う。

土屋→芦田川で5年間、28万平米というのがどういう評価をしたら良いのかピンとこない。中国5県を回っているがこの手の話はどの一級河川、その県に行っても聞かれる不安。鳥取のせんだい川も「あと10cmいったらどういうことになっていたか…」と新聞の見出しにもなるぐらい。そこでの要望も土砂撤去や樹木の伐採。どこに行っても聞く。ご尽力されていると言われているが実感が持てない。成長の速度と伐採の頻度が見合っていない。この声をどう受け止められ、どう思っておられるのか。今度の災害で実際に溢れたところもあるので。

河川環境課→今回の災害を受けて住民の不安は聞いている。樹木伐採をさらなる推進、コスト縮減をしながらすすめていかないといけない。樹木が生える生えないところの差がある。お金のかけ方も違う。甚大な被害を受けたところについては早急に対応をしている。

土屋→小田川はものすごくきれいになっていた。景色が全く違っていた。やればできると思った。

河川環境課→小田川は木だけが氾濫の原因かは分からないが、少なくとも木をきれば流れ方が変わるということで対応した。

土屋→だから1カ月そこらで切った。お金が無いと言わずに、直ちに要望があるところから対応するべき。

土屋→今回の概算要求では水害対策予算が33%増というのが新聞に掲載。国の河川の樹木伐採費なども当然次年度は若干要求が増えていると考えるがどうか。

河川環境課→33%という数字がどの数字が分からない。樹木伐採に何円付いているのかは今の時点では分からない。総管理費として計上している。河川管理費は増えている。

土屋→河川の土砂撤去と樹木の伐採というのはこれから促進していくということで当然考えているか。

河川環境課→樹木の伐採については当然間違いなく増える。土砂撤去は測定の結果によって異常堆積の結果が出ていない。必要性を現場で判断してもらいたい。

ヒアリング項目(9) 福山市の瀬戸川治水対策事業を前倒しで実施するよう財政支援を強め、完了までの期間、暫定的に国交省のポンプ車を増やすことについて。福川のポンプ増設の財政支援の強化について。

国交省→瀬戸川は広島県が管理する河川。平成15年に河川整備計画がある。それに基づいて堤防を作るなど実施している。国交省の方でも、交付金事業で支援をしている。瀬戸川は28年の9月にも水害被害を受けているので、国交省と県、市が瀬戸川流域における水位対策の検討会を立ち上げて、災害防止軽減を計画的に推進している。排水ポンプについて県や市町村から要請を受けて適切に排水ポンプ車を出動させて、被害の軽減に努めている所。今後も近隣の整備局の広域支援という形もあるので被害の軽減に努めていきたい。今回の災害を踏まえて瀬戸川の管理者である県も必要な止水対策をしている。我々も県から聞き必要な対策を取っていきたい。

土屋→2年前の時に市内の山手町は大規模に浸水した。今回も全く同じように浸水。2年前は腰まで、今回は首まで浸水と高さも上がった。2年前の瀬戸川付近の24時間平均雨量は142mm、今回は238mm。浸水を予防するために県と密接に連携するために排水機場を増設とか国交省の方に交付金の申請もしているのでお願いしたい。ロードマップでは8年かかる計画。住民感情では2年前でもあれだけ起こったのに「30年に一度の降雨」、今回も「100年に一度の降雨だから仕方なかった」と説明もあり、住民は我慢の限界を超えている。瀬戸川流域の計画があるのならもっと早くして欲しい。この要望は市長もしている。財政支援を前倒ししてやって頂きたいし、完成する間も不安が付きまわっている。国交省のポンプ車は秒速0.5トンのポンプ車が2台配置されているが、その間の暫定措置としてポンプ車を3台、4台と増設するという事は可能なのか。不測の事態に備えてぜひ増やして欲しい。今回もポンプ施設が破損したりして止まるなどして、県からのポンプ車がフル稼働でやったが間に合わなかった。排水能力は桁違いでもある。県東部所長からの要望でもある。

土屋→周辺地域からの広域支援で対応と言われたが、今回のように広域的な被害の中ではどこも必要。広域支援でと言っているのは対応できない。増やしてほしいという要望についてはどうか。

国交省→ポンプ車については広域支援と言っても今回のように水位が上がっていくということもあり得る。各市の管理する河川でも要望が上がっているところ。その中で増設というところでは、直接の担当課ではないのでなんとも言えないが、もし検討した上で必要なところがあれば手を打てるかもしれない。しかし現時点ではそういった増設の計画があるわけではないと聞いている。全国で排水ポンプ車を配備している状況があるのでその計画がどうなっているか確認はいる。

土屋→完成するまでに災害が起きる可能性もあると住民は心配している。整備はしつつも、十分にたいおうできないので、必要な所にポンプ車を配置してもらうことは求められている。ゼロではないということなので。可能性はどうか。

国交省→私は担当ではなく、個人的な意見になってしまったが。担当は市と県の河川支援事業。交付金の中で移動式の排水施設を県が河川の改修の中で整備することもできる。そういったメニューもあるので、県や自治体の方でもポンプ車を必要に応じて配備し連携しながらやっていくことも考えられるのでは。

土屋→福山市としても購入することができるのか。

国交省→市は今の制度だと購入することはできない。昨日概算要求で頂いたが、概算要求の内容に拡充をしようとしている。機動的に市の方々と浸水して困る所があるということであれば。準用河川を管理する市町村と言う立場で交付できるように拡大を求めている。県は購入を1台考えている。

土屋→福川のポンプの増設は広島県の方から申請が上がる時期だと思う。要のポンプ場なので、手続きをお願いしたい。

【考察】

行政の姿勢として、被災者の深刻な実態に耳を傾け、丁寧に対応しようとしている姿勢を感じました。さらに、福山市の被災自治体の声と要望を真摯に聞き取る姿勢も見られ、制度の細目についての解釈や理解が深まりました。

ポンプ車の配車については、前向きな姿勢が感じられたので、今後、予算議会等で市・県に要望し、配置を実現するよう取り組みたいと感じました。また、河川の樹木の伐採についても伐採による減災の効果が確認されたので、具体的な場所について要請する必要性を認識しました。

支 出 書

会 派 名	日本共産党 福山市議会議員団	整理No. 1-2
科 目 (該当○印)	① 調査研究費 2 研 修 費 3 資料作成費 4 資料購入費 5 広 報 費 6 広 聴 費 7 要請・陳情活動費 8 会 議 費 9 人 件 費 10 事 務 所 費	
金 額	14,630円	
支出年月日	2018年9月26日	
支出内容	2018年9月26日 広島市の中国整備局・広島森林管理署 岡山市の中四国農政局のヒアリングの出張旅費	
支 出 先	別添、領収書のとおり	

領 収 書 (該当○印)	① (別紙の領収書添付用紙へ添付)
	無 領収書を添付することができないため、上記の内容の支出をしたことを証明する。 会派の代表者名 印

領収書添付用紙

支出書整理No. 1-2

(領収書添付欄)

※領収書が重ならないよう1枚ずつ添付してください。

領 収 書

(会派名) 日本共産党福山市議会議員団

2018年9月26日

(代表者) 村井明美 様

¥14,630

但、2018年9月26日岡山
市・広島市への出張旅費

[内 訳] 上記正に領収いたしました

	金 額	摘 要
交 通 費	11,530円	
日 当	3,100円	1 日
宿 泊 料	円	日
(計)	14,630円	

(会派名) 日本共産党福山市議会議員団

(名 前) 村井明美



研究研修・調査報告書

会 派 名	日本共産党福山市議会議員団	報 告 日	2018年9月26日
代 表 者	村井 明美 (印)	報 告 者	村井 明美 (印)
参 加 者	村井 明美		
実 施 日	2018年9月26日		
研究研修・調査等の場所	広島市 中国地方整備局 広島森林管理署 岡山市 中四国農政局		
目 的	治山治水対策について、政府レクチャーを受ける		
<p>中国地方整備局（10時～10時30分）、広島森林管理署（11時～11時30分）、中四国農政局（14時～15時）にて、7月豪雨災害における災害復旧制度、林業を営んでいる事業者への支援制度について、有効な施策などを質問しました。</p> <p>広島県では、山林の82%が国有林であり、林業を営んでいる事業者は、福山市には該当がないことなどが話されました。共有林などで、かつて植林をしていたが、外国木材の輸入により、日本の木材は採算が取れず、現在、枝打ちなどの作業が行われていないこと、育った木材についても、切り出すための道が整備されていないため、放置状態であったり、後継ぎがないため、有効活用されていない状態とのことです。</p> <p>砂防ダムについては、これまで設置したものが、土砂が満杯になり十分な機能が果たせていない。</p> <p>山の土質が、風化した花こう岩のため、ダムの基部を十分支えられず、崩落した状態も見られること。</p> <p>今後、機能強化した砂防ダムを、計画を立てて設置する必要があることなどが話されました。</p> <p>林業者に対する補償については、補償対象となる林業事業者は福山にはないとのことです。</p> <p>・ 所見 日本の林業の衰退の状況が顕著である。人工林の植栽について、かつては檜や杉</p>			

林を専ら植栽していたが、間伐、枝打ちが出来ないため、生育が悪い。雑木林となっていないため、地崩れが起きやすいなどの負の遺産がある。

一方、南方系の木材のような急速な育成ではないため、日本木材は堅牢であるなどの利点がある。

今後、防災的観点からも政府が日本の林業を重要な産業として育成・助成すること、今ある養植林木材の有効活用のための路網整備等が必要であることが分かった。

山の崩落に対しては、主に急傾斜地の災害復旧事業や砂防ダムの設置が主たる事業になり、国県の財政措置を抜本的に強化することが必要である。

支 出 書

会 派 名	日本共産党 福山市議会議員団	整理No. 1-3
科 目 (該当○印)	① 調査研究費 2 研 修 費 3 資料作成費 4 資料購入費 5 広 報 費 6 広 聴 費 7 要請・陳情活動費 8 会 議 費 9 人 件 費 10 事 務 所 費	
金 額	12,980円	
支出年月日	2018年10月24日	
支出内容	2018年10月24日 広島市・広島県庁 広島県行政に関する施策のヒアリングの出張旅費	
支 出 先	別添、領収書のとおり	

領 収 書	<input checked="" type="checkbox"/> (別紙の領収書添付用紙へ添付)
(該当○印)	無 領収書を添付することができないため、上記の内容の支出をしたことを証明する。 会派の代表者名 印

(領収書添付欄)

※領収書が重ならないよう1枚ずつ添付してください。

領 収 書

(会派名) 日本共産党福山市議会議員団

2018年10月24日

(代表者) 村井明美 様

¥12,980

但、2018年10月24日広島市への出張旅費

[内 訳] 上記正に領収いたしました



	金 額	摘 要
交 通 費	9,880円	
日 当	3,100円	1 日
宿 泊 料	円	日
(計)	12,980円	

(会派名) 日本共産党福山市議会議員団

(名 前) 土屋知紀



研究研修・調査報告書

会 派 名	日本共産党福山市議会議員団	報 告 日	2018年11月5日
代 表 者	村井 明美 	報 告 者	土屋 知紀 
参 加 者	土屋知紀		
実 施 日	2018年10月24日		
研究研修・調査等の場所	広島県庁		
目 的	西日本豪雨災害の復旧対策や福山市内の交通安全施設整備、県教育委員会に関わる教員配置など、広島県行政に関する施策について、現状のヒアリングを行う。		
<p>研究研修・調査概要 13:00~17:00 広島県の各担当課からヒアリング</p> <p>【ヒアリング項目】</p> <p>○多数の砂防ダム・治山ダムが土砂で満杯となり、土石流を受け止める機能がなくなっている。早期に点検し、対応時期を決め、工事計画を町内会・住民に周知することについて質問。</p> <p>【担当：土木建築局・農林水産局（砂防課・森林保全課）】</p> <p>【回答：現 状】</p> <ul style="list-style-type: none"> 7月豪雨災害では、これまで整備してきた砂防ダムなどにより、土石流が捕捉され、被害が防止・軽減されるなど、一定の効果が確認されている。 治山ダムは、土砂を溜めることにより、溪流の急勾配を緩和することや、山裾を崩れないように固定することを主な目的としている。 7月豪雨災害後に、順次、治山ダムの緊急点検に着手している。 <p>○河川の浸水対策について、福山市内では、県内最多の30河川が越水し、山手町、御幸町、神辺町はじめ約2000戸が浸水し、床上浸水1200件、床下浸水900件という甚大な浸水被害が発生した。国や福山市とも連携して、吉野川、井溝川をはじめ、浸水被害流域での排水ポンプの能力向上・新設などの浸水対策をすすめ、山手町の福川排水機場（仮称）の早期整備、瀬戸川、手城川以外の河川の治水計画を作るこ</p>			

とについて質問。

【担当：土木建築局（河川課）】

【回答：現 状】

・ 近年の豪雨によって、浸水被害が繰り返されている福山市域においては、国・県・市等で構成する「瀬戸川流域における治水対策検討会」や「手城川流域浸水対策会議」を立ち上げ、当面の対策や中長期の対策を定め、計画的に取り組んできたところである。

○「広島県除石計画」を策定し、実行することについて。

○砂防ダムの堆積土砂を撤去する「定期除石」について。京都府では、1年に1回、出水期前に除石する計画を平成25年から始めた。愛知県にも「除石計画」があるが、広島県には「除石」という概念がないのではないか。そのために、全国有数の土砂崩れが多い原因となっている。早急に策定するべきではないか質問。

【担当：土木建築局（砂防課）】

【回答：現 状】

・ 砂防ダムは、5年に1度、定期点検を実施し、砂防ダムの健全度や堆砂状況などを確認している。

・ 砂防ダムの選定にあたっては、流域の状況、ダムの設置位置や下流の人家位置等を検討の上選定をしている。

○センターライン、歩道などの白線が消えている箇所の改善と信号機の増設について質問。

【担当：警察本部（交通規制課）】

【回答：現 状】

・ 県警察が所管する道路標示は、横断歩道や一時停止線、黄色の中央線（追越しのための右側部分はみ出し通行禁止）などで、白色センターラインは道路管理者が所管している。横断歩道等の改善については、道路標示に係る予算を前年度対比6千5百万円増加させて、摩耗した横断歩道等を重点的に改善している。

・ 従来から交通の安全と円滑を確保するため、信号機等の交通安全施設の整備を進めてきたところ、信号機については平成29年度に新設した10基を含め、10年間（平成20～29年度）で191基を新設しており、平成30年度には8基の整備を予定している。

○小中学校の新規採用者を増やすこと、教員の多忙を解消することについて。

【担当：教育委員会（教職員課・学校経営支援課）】

【回答：現 状】

◆教員採用試験における名簿登載者数（合格者数）の推移

【小学校】

区	分	H27	H28	H29	H30	H31
名簿登載者数		383	409	491	451	496
倍	率	2.6	2.3	2.1	2.0	1.7

【中学校】

区	分	H27	H28	H29	H30	H31
名簿登載者数		238	241	213	163	210
倍	率	4.6	4.2	4.6	5.5	4.3

《教員の多忙化を解消すること》

業務改善モデル校を対象に平成30年1月に実施したアンケート結果によると、小中高特別支援学校全体の教員の1週間当たりの時間外・持ち帰りの状況は、19.1時間となっている。(内訳・小18.5時間、中22.4時間、高18.6時間、特支12.1時間)

・ 県教育委員会では、平成23年に事務局内に横断的な組織として、「業務改善プロジェクト・チーム」を設置し、これまで、学校に対する調査・照会の精選や事業見直し、業務改善の好事例を各学校に発信するためのツールとして、「業務改善事例集」やリーフレットの発行を行っている。

・ また、平成26年には、より効果のある業務改善を実施するため、民間のコンサルティング会社(マッキンゼー)を活用し、業務改善の調査研究を行っており、平成27年度以降はこの報告書に沿って、教員の業務の総量を削減するため、教員が行う事務的業務をサポートする「教務事務支援員の配置」や成績処理などの教務事務を効率的に行う「校務支援システムの導入」、「夏季一斉閉庁」や「部活動休養日の設定」などを実施するとともに、学校での業務改善を推進するため、「管理職のマネジメントスキル向上研修」を実施してきたところである。

・ こうした取組により、平成27年度に評価指標として掲げた、「教員が子どもと向き合う時間が確保されていると感じる割合」は、取組当初(H27)の52.8%から(H29)69.2%(+16.4)に上昇しており、着実に取組の成果が現れているものと考えている。

・ 現在、教員の長時間勤務の解消も含めた、「学校における働き方改革」が喫緊の課題となっているが、教育委員会としても、教員の長時間勤務を縮減し、一人一人が健康で生き生きとやりがいをもって勤務できる環境づくりを推進するため、本年7月に「学校における働き方改革取組方針」を策定したところである。また、市町教育委員会に対しましても、市町単位での策定について、市町教育委員会教育長会議等の機会を捉えお願いしているところである。

○35人学級など少人数学級を拡大することについて。

【担当：教育委員会(学校経営支援課)】

【回答：現状】

・ 公立小中学校の学級編制及び教職員定数の標準については、義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(いわゆる「義務標準法」)に定められており、基本的にはこれに準拠しているところである。

・ 少人数授業による個に応じたきめ細やかな指導を行うため、国の基準により、小学校1・2年生において少人数(35人)学級を実施しているところである。

【考察】

信号機の増設、一旦停止ラインの線引き工事など、予算の都合で待機状態となっている個所が多く存在するが、それらについて、例えば、水呑町三新田の交差点など具体的な要請が必要だと感じました。

さらに、福山市としても、通学路の安全点検の結果資料が作成されているが、それらの要望が出されているにも関わらず、改善が実現されていない個所については、早急に、再度、要請することが必要だと感じました。

また、教員の多忙化解消については、現状認識については一致するものの、そのための具体的手法として、35人学級を広島県として実施することについては、その必要性についての認識が示されませんでした。

今後、要望活動を強める必要があります。

市議会でも、論戦で要望を強めることが必要です。

支 出 書

会 派 名	日本共産党 福山市議会議員団	整理No. 1-4
科 目 (該当○印)	① 調査研究費 2 研 修 費 3 資料作成費 4 資料購入費 5 広 報 費 6 広 聴 費 7 要請・陳情活動費 8 会 議 費 9 人 件 費 10 事 務 所 費	
金 額	24,860円	
支出年月日	2018年11月9日	
支出内容	2018年11月21日 兵庫県篠山市 重伝建地区の空き家対策と地域活性化の 取り組みを学ぶための出張旅費	
支 出 先	別添、領収書のとおり	

領 収 書 (該当○印)	① (別紙の領収書添付用紙へ添付)
	無 領収書を添付することができないため、上記の 内容の支出をしたことを証明する。 会派の代表者名 印

(領収書添付欄)

※領収書が重ならないよう1枚ずつ添付してください。

領 収 書

(会派名) 日本共産党福山市議会議員団

2018年11月21日

(代表者) 村井明美 様

¥24,860

但、2018年11月21日篠山市への出張旅費

[内 訳] 上記正に領収いたしました

	金 額	摘 要
交通費	21,760円	
日 当	3,100円	1 日
宿泊料	円	日
(計)	24,860円	

(会派名) 日本共産党福山市議会議員団

(名 前) 土屋知紀



研究研修・調査報告書

会 派 名	日本共産党福山市議会議員団	報 告 日	2018年11月30日
代 表 者	村井 明美 (印)	報 告 者	土屋 知紀 (印)
参 加 者	土屋知紀		
実 施 日	2018年11月21日		
研究研修・調査等の場所	兵庫県 篠山市		
目 的	篠山市における重伝建事業の取り組みを調査・研究し、鞆町における重伝建事業と歴史・まちづくりの施策を推進するための政策提言に資する		
<p>兵庫県篠山市教育委員会事務局、文化財課係長 植木友氏にヒアリング。 10:00～12:00</p> <p>篠山市は、1999年に4町が合併した、人口4万2千人、面積377.59km²の都市で、重伝建地区として「城下町篠山の街並み」が2004年12月10日に選定されました。同地への年間入り込み観光客は、約320万人で、鞆町の212万人より多い状況です。</p> <p>植木係長は、「篠山市は修理要望が多い地域にも関わらず、2つの重伝建地区をあわせても、年間3件しか、修理事業が実施されておらず、6倍の要望に対して十分に応えられていない。伝建地区の修理・修景は全体の進捗率がまだ4割程度」と話していました。</p> <p>篠山市の特徴として、1975年に伝建制度ができたときから重伝建選定を目指す動きがあり、主に住民が先頭に立って運動を行い、選定が実現したという経過があります。</p> <p>重伝建は、篠山地区が先に選定され、その後、福住地区が選定されました。そのため、福住地区の住民らは、重伝建に選定されると、固定資産税の減免や町並みが徐々に良くなっていくなどのメリットを間近に見ています。それらが、選定に向けて後押ししたという側面があるとのこと。</p> <p>住民主体の町並み保存会が2つの地区にありますが、自治会の「まちづくり協議会」の一組織として保存会が機能しています。</p>			

そのため、行政が保存会の運営やまちづくりについて、事細かに指導することはなく、むしろ、職員減などの背景もあり、住民の「保存会」があらゆる相談の窓口になっているようです。

篠山市でも、無断の現状改変などの例はありますが、そのようなときには教育委員会に通報があります。保存会に当事者意識があり、役員が常に町並みをチェックしているため、町並みが良い状態で保たれています。

修理・修景基準について、一定の基準のような見本をつくることについては難しい問題があるが、保存会の中に、ヘリテージマネージャーの4人が入っており、技術指導の援助などを事細かにケースバイケースで行っている。ヘリテージマネージャーはすべてボランティアだが、ヘリテージマネージャーが所属する工務店が工事を施行しているため、意思疎通がしやすく、行政も信頼して任せているとのこと。

課題は、建築士の高齢化が進み、次世代の継承者や工事の担い手がないこと、また、文化庁の修理・修景についての要求度が格段に増しているなか、篠山市の技術がその要求レベルに達していないとのこと。

重伝建の仕組みをつくっても、その組織が動くまでは色々なトラブルがあり、篠山市でも当初は問題がよく発生していたとのこと。特に、修理事業は施主と工務店とのトラブルがあり、民一民の契約なので、間にヘリテージマネージャーに入ってもらい、工務店とヘリテージマネージャーを分けているようです。

補助金申請については、設計士がタダ働きとならないよう、「基本設計」費として1件あたり10万円を支出しています。

「町は保全する」方針はありますが、保存会は「大事なものは生活」を優先するという方針です。

白河村など観光を主体とした街づくりを行っていますが、全国のほとんどの伝建地区では観光だけで成り立っているところは少なく、「人が住む手段。その手段として観光」として位置づけるのが大切であり、それが、篠山市が観光地化してない理由です。

篠山市教育委員会は「『建物も中身もしっかりしていないと』」と思っている。篠山市は、他地区から移住者があり、人口が増えている現状もあるが、それらの人たちは、スローライフを求めているから、移住してくれていると考えている」とのことです。

篠山市では、文化財課が文化財保護の歯止めになっており、無駄な公共事業や文化財を破壊するような公共事業にはストップをかけています。

城跡の復元事業などのように、文化財課は伝統的に文化財を守るために存在しており、建設部局なども公共工事で文化財が発掘されると、法令に則った対応をすることにしています。

他課も「行政の中で文化財を守らないといけない」という意識があるとのこと。

篠山市では、建物の所有者と行政職員が市からの補助金を活用して研修に行っています。町並み保存を前に進めるためには、行政と住民が対立することなく、所有者の気持ちに寄り添って少しずつ解きほぐすことが非常に重要との発言がありました。

【考察】

篠山市は、市役所周辺のお城のお堀を復元する大規模な公共事業を行うなど、歴史・文化を大切にした街づくりを施政方針の中心に位置づけて取り組みを進めることが分かりました。また、文化財課の市役所内での権限が、伝統的に強く、「歴史的遺構があれば公共工事はできない」とのインセンティブが働いており、それらが、例えば、伝建事業における設計業務で、前渡し設計委託料として、支出を可能とする、制度につながっているものと認識しました。これらの取り組みは、鞆町の重伝建制度を進めている福山市としても大いに参考になる施策でした。

視察した内容を、議会や審議会、担当課などに伝えて、今後の福山市の施策に活用したいと考えます。

支 出 書

会 派 名	日本共産党 福山市議会議員団	整理No. 1-5
科 目 (該当○印)	① 調査研究費 2 研 修 費 3 資料作成費 4 資料購入費 5 広 報 費 6 広 聴 費 7 要請・陳情活動費 8 会 議 費 9 人 件 費 10 事 務 所 費	
金 額	12,740円	
支出年月日	2019年1月7日	
支出内容	2019年1月15日 東広島市・広島大学 バイオマス関連部会・研究会合同交流会シンポジウム「日本の森林と小型ガス化炉の最先端への出張旅費および参加費	
支 出 先	別添、領収書のとおり	

領 収 書 (該当○印)	<input checked="" type="radio"/> (別紙の領収書添付用紙へ添付)
	<input type="radio"/> 無 領収書を添付することができないため、上記の内容の支出をしたことを証明する。 会派の代表者名 印

領収書添付用紙

支出書整理No. 1-5

(領収書添付欄)

※領収書が重ならないよう1枚ずつ添付してください。

領 収 書

(会派名) 日本共産党福山市議会議員区

2019年1月15日

(代表者) 村井明美 様

¥5,740

但、2019年1月15日東広島市への出張旅費

[内 訳] 上記正に領収いたしました

	金 額	摘 要
交 通 費	2,640円	
日 当	3,100円	1 日
宿 泊 料	円	日
(計)	5,740円	

(会派名) 日本共産党福山市議会議員区

(名 前) 土屋知紀



※ 別紙

※ 領 収 書 添 付 用 紙

支出書整理No.

1-5

(領収書添付欄) ※領収書が重ならないよう1枚ずつ添付してください。

※枠内に収まらない場合は領収書を縮小して添付するか、又は、A4版の領収書等については、そのまま添付してください。その場合は、支出書整理Noを右上に記入してください。

2019年1月15日

#11

日本共産党福山市議会議員

土屋知紀様



領収書

¥7000—

但し、第18回バイオマス合同交流会参加費

第18回バイオマス合同交流会 代表 松村幸彦

研究研修・調査報告書

会 派 名	日本共産党福山市議会議員団	報 告 日	2019年1月20日
代 表 者	村井 明美 	報 告 者	土屋 知紀 
参 加 者	土屋知紀		
実 施 日	2019年1月15日		
研究研修・調査等の場所	広島県東広島市 広島大学		
目 的	再生可能エネルギーの普及に向け、森林保全と資源のエネルギー活用について研究し、福山市の政策提言の参考にすることを目的とする。		
<p>バイオマス関連部会・研究会合同交流会 シンポジウム「日本の森林と小型ガス化炉の最先端」 (第18回バイオマス合同交流会) 13:00~18:00 (報告) 日本の森林の活性化に向けて 吉岡拓如 (東京大学院)</p> <p>「日本人は木を植えることが好き」と、歌川広重の東海道五十三次・日坂の絵であらわされています。</p> <p>日本人の中に「木を切ることは環境破壊」「割りばしは資源の無駄使い」といった、森林資源の利用が悪者扱いされていた時期が長く続いた時代がありました。</p> <p>しかし、人工林は、人間が木を植えて造ったため、「間伐」という行為が必要です。ちなみに割りばしは、丸い形状の丸太から四角い角材を加工する際に発生する端材を捨てずに有効利用したものです。</p> <p>日本の森林面積は、S41年には、2517万ha、H24年には2508万ha(森林率69%) (人工林1029万ha、天然林1343万ha、その他136万ha(伐採跡地、未立木地、竹林))と、ほとんど変化ありません。</p> <p>人工林は、人工的に造成されたいわゆる「木材の畑」ですが、このような畑が国土の4分の1を占めている国は驚異的で、フィンランド(国土面積の73%が森林)に次ぐ、世界第2位の森林大国です。</p> <p>ところが、戦後復興のため、大量の木材が必要となり、山から大量の木がとりだされました。その結果、特に、個人や企業、自治体所有の森林である「民有林」の資源が不足し、需給バランスがひっ迫して、木材価格が高騰しました。しかし、比較的奥地にある国有林は、残されました。</p>			

これを受け、政府は拡大造林と木材の輸入自由化という2つの政策を、昭和30年代に実行しました。

拡大造林とは、単位面積当たりの成長速度の遅い天然林を伐採し、そこにまっすぐ飲みで成長の早いスギや、柱材として価値の高いヒノキ、寒さに強いカラマツなどを植えることで、全国各地に人工林を造成すること。

昭和30年代頃から始まった燃料革命によって薪や炭の需要が激減したため、山村では、代わりの収入減が必要とされたことが大きな原動力となり、クヌギ、コナラが植えられました。また、日本経済が急激に復興し、住宅資材や紙などの原料として木材需要が高まり、お口に広がるブナやミズナラの天然林も伐られていきました。

いま、1年間の森林の増加量は、平均9400万 m^3 です。しかし、年間伐採量は、4400万 m^3 です。さらに、年間成長量は、1億3800万 m^3 です。つまり、年間成長量の3割しか、伐採できていません。また、年間素材生産量は1800万 m^3 であり、年間伐採量の40%しか林外に持ち出しておらず、残りを林内に廃棄しています。

年間伐採量は4400万 m^3 ですが、そのうち間伐は2700万 m^3 です。しかし、この間伐による伐採量には、木を伐り倒しただけで、林内に放置される「切り捨て間伐」が多く含まれます。間伐をしなければ木が十分太らず、そのような森林は土砂災害が発生しやすくなります。

一方、間伐をすれば残された木が太り、森林の二酸化炭素吸収能力が向上します。

日本と同様の森林大国である、フィンランドやスウェーデンが、森林の年間成長量の7割の木材を伐採し、これを、発電などに使い、木質エネルギーの利用拡大につなげていることに比べ、日本は、豊富な資源を有効利用できていません。

日本の森林資源は利用されなくなった理由について

山村の置かれた、現状は、1961年当時、スギ1 m^2 で雇用できる伐木作業員数は11.8人でしたが、2004年には0.4人にまで減少しました。林業就業者数は、1965年は、26万2432人でしたが、2010年には、6万6553人と、4分の1にまで激減しています。

拡大造林のころまでは豊富であった労働力は、若者を中心に収入源を失った山村から都市へと流出し、人工林の手入れが必要な今、担い手が不足しています。

これは、昭和39年に、木材（丸太）輸入が完全自由化されたことと、1970年代に、為替レートの変動相場制に移行したことが原因です。

木材は、すでに、長期間にわたって国際競争にさらされているという点では、木材はコメの対極にある商品であるにも関わらず、なぜ、半世紀も昔、戦後の早い時期に木材の輸入が自由化されてしまったのでしょうか？

一つが、拡大造林によって、人工林の造成を加速させたとしても、農作物とは異なり、木が育つには数十年という年月を必要としたから。急増する木材需要を手っ取り早く対応するには、輸入に頼るしかなかったから。

昔は『山持ち』が木を一本伐れば、1か月遊べる」と言われていました。農家は子や孫のために、自分の持ち山に積極的に木を植えていて、こうして我が国の山林の零細な所有形態が維持されてきました。

しかし、日本経済が工業化され、若者が都市へ流出した結果、多くの不在村地主、つまり山林を相続した世代の多くが地元で不在になるという事態が発生しました。

彼らが、自分の山を手入れしたくても、あるいは売り払ってしまいたくても、自分の山がどこにあるのかさえ分からないという状態に陥ってしまい、これが新たな問題を起こしています。

山元立木価格は、固定資産税、相続税などのために不動産として山林を評価する際に用いられる指標であり、わが国の場合、市場逆算方式で計算されます。その内容は、原木市場での丸太の取引価格から、伐採や搬出に必要な経費を控除して算出された、幹材積1 m^3 あたりの価格。

驚くべきことに、昭和30年には、4478円/ m^3 でしたが、平成24年には、2600円/ m^3 と、6割弱しかありません。

このような変化の中で、材料としての木材の求められる水準は高くなっていきました。その

一つに、「含水率」があります。

もともと、樹木は生き物のため、体内には多くの水分を含んでおり、木材は、含水率の高い材料です。

そのため、加工する段階で十分に乾燥されていないと、その後の水分の変化でゆがんだり変形したりする性質があります。そのため、乾燥が重要です。

ところが、高性能な乾燥設備を持たない零細な製材工場は、製材品の規格化が進む過程で、多くが廃業に追い込まれました。

大規模製材工場のシェアが高まる一方、規格のそろった丸太を大量かつ安定的に供給する能力が、国内には十分存在しないという木材の流通構造の問題が顕在化しました。

しかも、このような国内木材市場の流れを、海外の木材企業は詳細にマーケティングしていました。その一方、国内の製材工場や工務店など、木材業界は、変化の速度についていくことができなかつた。

その結果、日本の森林資源が利用されなくなっていき、一時的・局所的に外材の価格の方が、国内の原木市場価格よりも高くなるという逆転現象が起きたにも関わらず、輸入丸太を使わざるを得ない事態さえ生じています。

日本は、TPP を批准し、コメや牛肉、農産物をさらに自由化しようとしています。木材資源での失敗を繰り返そうとしています。

また、新築住宅を建てる際の工法の変化も影響しています。

従来は、地域の工務店が受託の建築を受注し、お抱え大工が現場の様子を見ながら製材品を加工して組み立てていく工法でした。ところが、大手ハウスメーカーの進出とあいまって、あらかじめ工場加工し、現場ではプラモデルのような感覚で住宅を組み立てる「プレカット工法」が急速に普及していったことも、国産材の普及を阻害しました。

路網と作業システムの一体化（森林・林業再生プラン）

これから日本の木が大きくなっていく中で、どのようなスペックを備えた機会を使って伐採・搬出していくのか、それを支える路網をどこまで整備するのか、路網と作業システムを一体化してとらえた展望が必要です。

現状は、○施業放棄森林の増加、○形骸化している森林計画制度、○計画がなくとも補助事業が受けられ、バラバラな森林施業を実施、○丈夫で簡易な路網整備への対応の遅れ、○計画的な人材育成策の欠如一などの問題点があります。

日本の山は急峻なため、北米製やヨーロッパ製の造材機械を輸出してそのまま活用するのは、危険です。日本の山独自に、機械を開発しなければなりません。

戦前・戦中の燃料利用により疲弊した、日本の森林は、戦後の拡大造林などを経て回復し、充実期を迎えましたが、資源として十分に利用されていない間に、飽和状態に向かいつつあります。

森林の木は、樹齢40～50年位で伐らなければなりません。日本の森林の樹齢はこれくらいであり、大きくなりすぎると良いことはなく、生産部門の機械への影響、加工部門での問題も発生しています。

【考察】

有意義な研修でした。日本の広島県も「森林大国」としての森林資源を多く保有しており、これらの有効活用について、最前線で活動している研究者らの報告は、今後の議会論戦に活用できる内容が盛りだくさんでした。特に、福山市でも遅れている「路網の整備」など、森林作業道の整備を急ぐことが、林業の勃興の要になると認識しました。これらの研修内容を踏まえ、今後の議会質問で、行政当局に要望していきたいと考えます。